

30 薬液注入工法の管理に関する
通達の運用について

薬液注入工法の管理に関する通達の運用について

建設省技調発第 158 号

昭和 52 年 4 月 21 日

各都道府県知事・各指定都市市長あて

建設事務次官通達

昭和 52 年 4 月 21 日付け建設省官技発第 157 号をもって通知した「薬液注入工法の管理について」の運用については、下記の通り取り扱われたい。

記

1. 通達文、記第 1 の「十分な技術的知識と経験を有する技術者」とは、当分の間薬液注入工法に使用する薬液の性質、薬液注入後の土中における薬液の挙動、注入機械の機能と操作、薬液注入工事に関する暫定指針等を熟知しており、かつ、薬液注入工事の責任者として現場で直接施工又は監督した経験を有する者とする。
2. 同期第 3 の「薬液注入工事管理連絡会」は、薬液注入工法による人の健康被害の発生と地下等の汚染を防止するため当該工法の施工及び水質の監視が薬液注入工事に関する暫定指針に基づいて適切に行われているかを確認するものであり、工事請負契約に基づく権利、義務に影響を及ぼす事項を取り扱うものではない。